



税務課だより

問い合わせ
税務課
吾北総合支所住民福祉課
本川総合支所住民福祉課

☎ 893-1118
☎ 867-2300
☎ 869-2112

平成24年度町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 介護保険料申告受付について

この申告は、平成24年度の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の課税、所得課税証明等の資料となる大切なものです。

■申告書の提出が必要な方

- 1 平成24年1月1日現在、いの町に住んでいる方で前年に収入(所得)のあった方
 - パート等の方で勤務先から給与支払報告書がいの町に提出されていない方
 - 給与所得以外に所得のあった方(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告の必要がない方も含みます。)
 - 確定申告の必要がない方で、事業・不動産・雑・一時所得等があった方(生命保険の満期、個人年金による所得があった方も含みます。)
- 2 前年中の収入が公的年金だけの方で、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除、寄附金控除等の追加を受けようとする方
※公的年金等の収入金額が400万円以下でかつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で所得税の申告が必要ない場合であっても住民税の申告は必要です。
- 3 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者の方で保険料の軽減や一部負担金等の減額を受ける方

■申告書を提出する必要のない方

- 1 所得税の確定申告書を税務署に提出する方
- 2 前年中の収入が給与のみで、勤務先から給与支払報告書がいの町に提出されている方で、医療費控除、寄附金控除等の追加を受けない方

■申告受付期間 2月6日(月)～3月15日(木)(土、日、祝日を除く。)

申告書は、できるだけ申告期間内に郵送するか又は税務課、各総合支所住民福祉課へ提出いただくようご協力をお願いします。

■申告に必要なもの

- ①印鑑 ②源泉徴収票、給与明細書、収入(所得)の算出の基礎となる書類
- ③事業所得等については、収支内訳書、帳簿等必要経費が分かるもの ④生命保険の満期や個人年金等の収入証明書
- ⑤国民年金、国民年金基金、小規模企業共済等掛金、生命保険、地震保険の支払証明書、医療費、寄附金等の領収書又は証明書
- ⑥身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、又は市町村長による障害認定証明書

■郵送申告について

収入のない方、又は申告書の書き方について相談の必要がない方は郵送での申告をお勧めします。「申告の手引き」を参考に申告書を作成し、必要書類を添付して返信用封筒(切手貼付不要)で郵送してください。

- 氏名・電話番号は必ず記入し、押印してください。
- 国民年金、国民年金基金、小規模企業共済等掛金、生命保険、地震保険の支払証明書、医療費、寄附金等の領収書又は証明書
- 同封していただくもの
- 給与収入、年金収入のある方は必ず源泉徴収票
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のコピー
- 生命保険の満期や個人年金等の収入証明書

■注意事項

- ①領収書、証明書の提出がない場合は、各種控除が受けられませんので、忘れないようにご持参ください。
※社会保険料控除のうち国民年金、国民年金基金については、金額の多少にかかわらず証明書の添付が必要です。
※医療費の控除を受けられる方は、領収書を計算してご持参ください。
※寄附金にかかる税額控除を受けられる方は、領収書又は証明書を必ず添付してください。
- ②申告は、個人単位ですので、同一世帯内に2人以上の申告義務者がいる場合、それぞれ申告書を提出してください。
- ③申告が必要な方でお手元に「申告書」が届いていない方は、税務課、各総合支所住民福祉課、各出張所にありますのでご利用ください。